

事務所通信

澤口会計事務所

1月号

2012年1月1日

武蔵野市境2-13-4 コスモス2F

TEL 0422-67-0948 FAX 0422-67-0964

E-mail sawaguchi-kaikei@parkcity.ne.jp

税理士 澤口 豊

<はじめに>

おめでとうございます。本年もよろしくお願い致します。

無事、新年を迎えることができたこと感謝申し上げます。

なお3月11日に発生した震災による被災者の方々にはお悔やみを申し上げます。

「災い転じて福となす」、これをきっかけとして日本が良い方向に進むことを願うとともに、顧問先が良い方向に向かうための一助になれるよう行動していきたいと思っております。とりあえず神社でお祈りしてきます(神頼みか!)

<確定申告～改正点～>

1. 年金所得者の確定申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合は確定申告が不要になります。ただし確定申告が不要であっても住民税の申告は必要とされています。なお所得税の還付を受けたい場合は申告書を提出することができます。

確定申告時期は税務署以外に確定申告書の作成会場が開設され多くの年金受給者が申告をすべく来所しますが、医療費控除などにより還付金を受け取る方が少なくありません。従って申告不要になったとしても会場を訪れる方はそれ程減少せず、会場によっては毎年同様大混雑するものと思われます。

2. 扶養控除等の改正

年齢16歳未満の扶養親族(以下「年少扶養親族」といいます)に対する扶養控除が廃止されます。子供手当の創設に伴う措置です。また、高校の授業料無償化に伴い、高校生について扶養控除の上乗せ部分(所得税25万円、住民税12万円)が廃止され、所得税38万円、住民税33万円の控除になります。

給与所得者であれば、既に源泉徴収税額、年末調整に反映されていますので御承知の方もいらっしゃると思いますが、年少扶養親族がいる方は控除しないよう注意していただきたいと思っております。

なおそれに伴い確定申告書の記入欄に変更が生じています。従来は扶養親族の全てを確定申告書の第2表、真中右あたり、配偶者の下に記入していましたが、今回から左下の「住民税に関する事項」(A様式)または「住民税・事業税に関する事項」(B様式)に記入欄が設けられましたのでこちらに記入することになります。

<ドラフト会議～多額の契約金、しかし手取額は・・・～>

2011年10月、プロ野球のドラフト会議が行われました。東海大学の菅野智之投手(22)、巨人と日本ハムが指名して抽選により交渉権を獲得したのは日本ハム、動向に注目が集まりましたが最終的に本人は浪人の道を選択しました。巨人の原監督の甥であり巨人とは蜜月の関係、巨人が単独指名して入団になるであろうと思われていたところ予想外の展開になりました。本人の人生、本人が選択したことですからとやかく言える筋合いではありませんが、チームにこだわらず早いとこ入団、活躍してプロ野球を盛り上げて行って欲しいと思います(楽天の田中将大投手を見習って欲しい)。

菅野選手以外の選手は指名された球団に入団、契約を結びましたが1位指名の選手となれば契約金1億円、年棒も1000万円を超えます。新卒で既に平均的なサラリーマンの20年分以上の収入を稼いでしまうということを考えるとうらやましくも思いますが不安定な職業、数年で失業ということもあり得る厳しい世界です。所属チームに戦力外通告されトライアウト(戦力外選手による入団テスト)に参加する選手やその家族についてのドキュメント番組を見ることがありますが、実績のある選手でも参加していることに驚くとともに、毎年新しい選手が入団してくる中で生き抜いていくことの厳しさを感じます。小さな子供をかかえている選手もおり、何とかプロ野球でも他の方向に進むにしろ再生して欲しいと思います。

そのようなこともあるので契約金は大事にとっておくべきと思いますし納税についての考慮も必要です。所得税・住民税の最高税率は50%(所得税40%、住民税10%)にもなります。半分近くを納めなければならないのか。実は契約金については特例的な制度、平均課税制度があります。所得税は累進課税により5%から40%まで定められており1800万円以上の部分の所得については40%の税率が適用されます。単年度に1億円の契約金を手にするという事は必然的に40%の税率が適用される部分が大きくなり納税額も多額になります。しかし平均課税を適用すれば5年間にわたり2000万円ずつ受け取るものとして税額の計算をすることができます。そのような考えに基づき計算すると1800万円を超える部分は少なくなり、40%の税率が適用される部分は少なくなります。総じて低い税率が適用され納税額も低く抑えることができます。

計算例を以下に示します(所得税額計算の速算表に基づいて計算)。なお契約金以外の所得はないものとし所得控除についても加味しないで計算します。

①通常の計算による所得税額

$$1 \text{ 億円} \times 40\% - 2,796,000 \text{ 円} = 37,204,000 \text{ 円}$$

②平均課税による所得税額

$$2000 \text{ 万円} \times 40\% - 2,796,000 \text{ 円} = 5,204,000 \text{ 円}$$

$$5,204,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 年分} = 26,020,000 \text{ 円}$$

③差額 11,184,000 円 ★これだけ負担が減少します。

(注1)概算による計算方法であり実際の計算方法は異なります。

平均課税制度はプロ野球選手の契約金以外にも、3年以上の期間、不動産を貸し付けることにより一時に受ける多額の権利金や、養殖業のように毎年の収入の変動が大きい所得についても適用があります。

プロ野球選手にとって契約金は退職金と考えられます。退職金に対する課税は老後の生活資金ということから税額が相当少なくなるように配慮がされています。そのようなことで契約金については課税負担が少なくなるような取り扱いにしたものと思われれます。

<1月の税務など>

・納期の特例の適用を受けている場合の7-12月分の源泉所得税の納付	納付期限	1月10日(火) 又は 1月20日(金)(届出がある場合)
・12月分源泉所得税、住民税の特別徴収税額の納付	納付期限	1月10日(火)
・11月決算法人の確定申告(法人税等、消費税等)	申告期限	1月31日(火)
・5月決算法人の中間申告(法人税等、消費税等)	申告期限	1月31日(火)
・消費税の年税額400万円超の2月、5月、8月決算法人の中間申告	申告期限	1月31日(火)
・給与支払報告書の提出	提出期限	1月31日(火)
・支払調書の提出	提出期限	1月31日(火)
・給与所得者の扶養控除等申告書の提出	提出期限	本年最初の給与支払日の前日
・固定資産税の償却資産に関する申告	申告期限	1月31日(火)
・個人の住民税の第4期分の納付		1月中において市町村の条例で定める日
・延納届出をしている労働保険料第3期分の納付	納付期限	1月31日(火)

<あとがき>

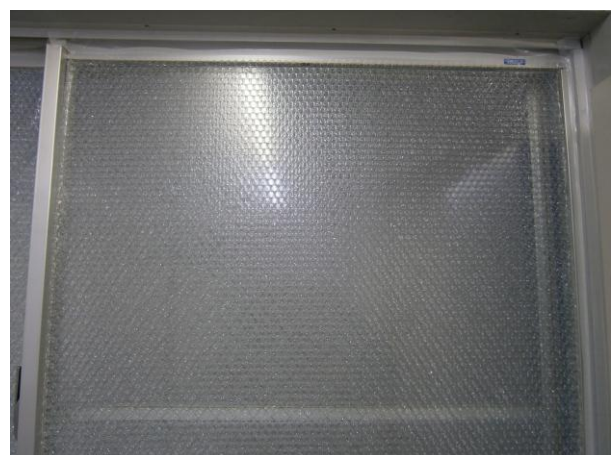
震災後、電力不足による計画停電には当初ほんろうされましたが、結果として武蔵野市においては計画停電は実施されませんでした。とはいえ節電には努めなければと思いましたが、震災後寒い日が続いたため我慢しきれず暖房器具に頼ってしまいました。

今冬はしっかり節電を励行すべく11月から暖房用品類を物色、購入して12月からは本格導入しています。以下実施中の対策です。

1. 窓からの冷氣封鎖作戦

当事務所、大して広くないくせに窓が7つもあります。さぞ外光で明るいかと思いきや建物が近接しているためそれ程明るくない、というか暗い、しかもそのせいで夏は暑く冬は寒い、いっそ壁にして欲しいところです。

窓にプチプチ(エアクッション)を貼ることで冷暖房効率が上昇するようなのでJマートで購入、両面テープを窓の縁に貼りプチプチを貼り付けました。窓用として相当サイズにカットされたものも販売されていますがぴったりありません。ロールで販売されているものを



購入して窓枠に合わせてカットするのがベストです。プチプチを貼っても窓の開閉は可能、しかし窓枠からの隙間風が気になるので目張りテープも貼り付けました。開閉不可になりますが冬は開閉しないという判断です。作業デスクを囲む3方の窓に施しましたが肌寒さがかなり緩和されたように感じます。その後トイレが相当寒いことに気づき、ここの窓にも施しました。貼るたびにプチプチ貼り職人としての腕が上がり商売もできそうです。御用命があれば承ります。

2. 着込む作戦

とりあえずユニクロです。今まで購入しようと思った時には品切れだったヒートテック、今回はまだ沢山ありました。タイツは 50 歳まではかないぞと誓っていましたが躊躇なく購入です。さらにウルトラライトダウン、防寒ズボン(裏地がフリース)も購入です。上はヒートテック、ワイシャツ、セーター、ウルトラライトダウン、下はトランクス、ヒートテック、スーツズボン、防寒ズボン、上下 4 枚重ね作戦です。さらに無印良品で購入した厚手靴下を重ね履きしています。手も冷えるので使用しなくなった古い手袋の指先を切り落として使用しています。指先が出ているのでパソコンが打てます。



こんな感じです(家政婦か！)

ちなみに夏も節電対策としてTシャツ、短パン、裸足の超クールビズスタイル。エアコンの設定温度も相当高めにしてがんばりました。

3. 電力消費量の低い器具にする作戦

着込んでも足元は寒くひざ掛けを使用してみましたが、立ったり座ったりで掛けたりとったりが結構煩雑、暖房器具に頼ることにしています。昨冬は電気ファンヒーターを使用していましたが電力消費量が結構高い、そこで省電力のパネルヒータを購入しました。ファンヒーターと比較するとパワー不足は否めませんが静粛性に優れているところは良い点です(音が出ません)。それでも室温が 10 度を下回ると着込んでいても冷えます。その場合は天井埋込型のエアコン(消費電力が高い)を暫くつけ、ある程度暖かくなったら消すようにしています。

ということで事務所来所の際にはビバンダム君(ミシュランのキャラクター)のように着ぶくれた姿で出てしまうことがあることをお許しください(御存じのことと思いますがこんなにかわいくはありません)。また突然の来所については部屋が暖まっていないことを御了承下さい(すぐ暖めます)。

